

# (例)

## 〇〇商店街防犯カメラ運用規則

年 月 日決定

### (目的)

第1条 この運用規則は〇〇商店街が所有する防犯カメラシステムの管理・運用について、必要な事項を定めるものとする。なお、この運用規則の内容は、北区の生活安全担当部署の助言を得たうえで定めている。

### (設置の目的)

第2条 〇〇商店街は、地域の安全・安心を確保することを目的に防犯カメラを設置することとする。

### (管理責任者及びその責務)

第3条 防犯カメラの管理責任者及びその責務を以下のように定める。

(1) 防犯カメラ管理責任者 〇〇商店街 会長

(2) 防犯カメラ管理責任者の責務

防犯カメラ管理責任者は、〇〇商店街防犯カメラの運用について適切な管理を行わなければならない。また、地域の防犯活動について、東京都北区から実績報告の依頼があれば報告しなければならない。

### (防犯カメラシステムの設置場所)

第4条 防犯カメラシステムの機材は以下の場所に設置することとする。

(1) 防犯カメラ設置場所

別紙のとおり

(2) 記録装置設置場所

別紙のとおり

### (設置表示)

第5条 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示することとする。

### (記録の保管期間)

第6条 記録装置の映像記録期間は1週間程度とする。

### (記録の保管方法)

第7条 各カメラに内蔵の記録媒体に保管期間分を上書きしていくこととする。

# (例)

(記録の廃棄方法)

第8条 記録装置に記録した映像については、映っている人物・建築物等のプライバシーに配慮し、第三者に内容を確認されないことがないよう、適切に廃棄する。

(記録の閲覧が可能な者)

第9条 記録の閲覧については、〇〇商店街会長、〇〇商店街副会長及び〇〇商店街防犯部長が行えることとする。

(記録の閲覧又は外部提供方法)

第10条 記録の閲覧又は外部提供をするときは、捜査機関等からの法令に基づく手続きによる場合に限る。この際、第9条に掲げた者のうち、2名以上の立会がなければ、記録の閲覧又は外部提供をすることはできない。

2 記録の閲覧又は外部提供する際は、記録に映っている人物・建築物等のプライバシーに配慮し、第三者に内容を確認されないことがないよう、適切なセキュリティ対策等の措置をとることとする。

付 則

この防犯カメラ運用規則は、 年 月 日から施行する。

※本同意書の提出は不要です。(各商店街で保管をしてください。)

(例)

\_\_\_\_\_  
(商店街名)

\_\_\_\_\_  
(代表役職・代表者名) 殿

同 意 書

\_\_\_\_\_  
(商店街名) から説明及び依頼のありました地域防犯のために防犯カメラを設置することにより、住居の全部又は一部が撮影範囲に入ることについて同意します。

なお、このことにより生じた問題については、当事者間で処理するものとします。

\_\_\_\_\_  
年 月 日

\_\_\_\_\_  
住所

\_\_\_\_\_  
氏名 印

以 上